

# 機構法改定は「切迫する破産」からの東電救済策だった！ 8.6兆円を託送料金で回収する仕組みの作成が難航！ 3.3万の反対署名を拡大し、経産省令案を葬り去ろう！

## 今なら、経産省令改定を阻止できる！

フクシマ事故損害賠償費の一般負担金「過去分」2.4兆円、福島原発廃炉費追加分6兆円、廃炉会計に関するコスト0.2兆円、合計8.6兆円を電気の「託送料金」に転嫁しようとする経産省に対し、私たちは6月28日、反対署名1万426筆を第三次提出しました。累計3万3,328筆に達した反対署名を背に経産省を徹底追及しました。今回は、3月の第1回交渉と資料請求の結果を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下「機構法」)改定案の5月10日国会可決を受け、焦点を絞って追及しました。(映像は[https://www.youtube.com/watch?v=8yw\\_chGH5wA](https://www.youtube.com/watch?v=8yw_chGH5wA)) 経産省資源エネルギー庁電力・ガス事業部からは、政策課電力産業・市場室の室長補佐、電力市場整備室の室長補佐と原子力政策課の法令制度一係長の3名が出席し、市民側は19名で臨みました。

## 託送料金で回収する仕組みを検討中・・・？

今回の交渉では驚くべき事実が判明しました。

8.6兆円を託送料金で回収することは決めたものの、それをどのように託送料金にのせて回収するのか、その仕組みがまだ決まっておらず、現在、経産省内で検討中であり、今後、具体的な制度について電力・ガス取引監視等委員会などの委員会で検討するかも知れず、検討結果をいつ出せるのか、そのメドも立たず、経産省令(案)をパブコメにかける時期も未定だというのです。つまり、経産省は、簡単に結論を出せない、何らかの矛盾に満ちた重大な課題を抱え込んでいて、廃炉会計制度を導入したとき



のように「スイスイと経産省令改定案を作ってパブコメにかけて終わり」というわけには行かない、極めて困難な事態に直面しているのです。

(6.28経産省へ署名を提出)

今、徹底して闘えば、8.6兆円の託送料金への転嫁を阻止できる！その兆しが、今回の経産省回答のほころびから、垣間見えてきたと言えます。3.3万筆に達した反対署名をさらに広げ、託送料金による8.6兆円の回収の仕組みの矛盾を徹底的に追及し、経産省をさらに追い込めば、阻止できる展望が開けてきたと言えるのです。

では、経産省はどのような矛盾を抱えているのでしょうか。交渉を通して垣間見えたのは次の点です。

## 一般負担金「過去分」の「回収」と「納付」の矛盾

第1に、損害賠償費一般負担金「過去分」2.4兆円は、電力会社の送配電事業者が各電力管内の販売電力量に比例して託送料金で回収するのですが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が各原子力事業者(電力会社等)へ割り当てる一般負担金「過去分」の納付金額は電力会社の原発容量などに基づいて決められます。託送料金単価を一律に設定すると、両者に食い違いが生じます。そのため、エリア毎に「過去分」相当の託送料金単価を変える必要があります。また、「電気の託送」が複数のエリアをまたぐ場合には、食い違う「過去分」相当の託送料金単価を調整しなければなりません。通常の託送料金コス

呼びかけ:若狭連帯行動ネットワーク(事務局)、双葉地方原発反対同盟、原発の危険性を考える宝塚の会、日本消費者連盟関西グループ、関西よつ葉連絡会、安全な食べものネットワーク オルター、サヨナラ原発福井ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、吹夢キャンプ実行委員会、福島の子供たちを守ろう関西、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、おかとん原発いらん宣言2011、原発ゼロ上牧行動、STOP原子力★関電包囲行動、とめよう原発!!関西ネットワーク、さよなら原発なら県ネット、地球救出アクション97、ヒバク反対キャンペーン、さよなら原発箕面市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、環境フォーラム市民の会(豊中)、科学技術問題研究会、さかいユニオン、大阪自主労働組合、社民党福島県連合、フクシマ原発労働者相談センター、日本消費者連盟、原子力資料情報室

トでは生じない問題点です。

## 廃炉費6兆円を回収する託送料金ルールとの矛盾

第2に、福島廃炉費6兆円を東電管内の託送料金を高止まりにして回収するとして、どのレベルに高止まりにするのが難しく、そのルール作りを間違えると、6兆円を回収できなくなります。今は超過利潤が一定の金額に達した場合や託送料金コストが5%以上削減できた場合には託送料金を下げるというルールになっていますが、単に金額や%の値を変えるだけでは対応できず、託送料金が高くなりすぎると、電力消費者へコスト削減分を還元する方針にも反することになります。おまけに、私たちが今回強調した2020年以降の送配電網更新問題(更新投資を今の5倍以上に増やさねばならない)を考慮すると、託送料金の上昇が避けられず、託送料金を低く抑えたままで廃炉費6兆円を回収するのは極めて困難だと言えます。この6兆円という金額も今夏のデブリ取り出し方針によって変わる可能性もあり、放射性廃棄物処分費を入れると何倍にも膨れあがるのは目に見えており、託送料金で回収する仕組みだけでは、早晚破綻するのは明らかです。

## 電力・ガス取引監視等委員会で要検討？

経産省は、省内だけの議論では済まず、今回の交渉では、「電力・ガス取引監視等委員会」が「8.6兆円の託送料金による回収状況の妥当性」をチェックする方針であることを認め、この電力・ガス取引監視等委員会で今後「適切な託送料金設定」の仕組みについて議論する必要性があることにも言及しました。実は、この電力・ガス取引監視等委員会ではこれまで、送配電網の新設・拡充・更新等に関するコストについては検討してきたものの、原発関連コスト8.6兆円が託送料金で回収されることについては一切検討できませんでした。原発関連コストの託送料金による回収はもっぱら、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」や「東京電力改革・1F問題委員会」で議論され、「電力・ガス取引監視等委員会」はこの問題の検討から外されていたのです。にもかかわらず、ここに来ていきなり、「8.6兆円の託送料金による回収」を前提にして、その「仕組み」だ

けを議論しろというのです。普通なら、「バカにするな！自分たちで最後まで責任を持て！」と言いたいところでは。経産省お抱えの委員たちはすんなり応じるのでしょうか。だとすると、今の5倍以上の増額を余儀なくされる送配電網更新費を賄いながら、6兆円からさらに膨れあがろうとする福島原発廃炉費を捻出できる「適切な託送料金設定」法などあり得ず、議論が紛糾するのは必至です。形だけの料金設定では早晚、矛盾が顕在化せざるを得ないでしょう。

こんな姑息なやり方をやめ、「東電を破産処理せず、国民負担で東電を救済するために、託送料金で福島原発廃炉費等8.6兆円を回収する」という基本方針の妥当性をこそ議論すべきです。

## 機構法改定は東電救済のためだった！

ここまで来ると、あんなに急いだ「機構法」改定は一体何だったんだということになります。

「8.6兆円の託送料金への転嫁」を検討していた「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」が昨年12月16日に「中間とりまとめ」の案を出し、12月19日から1か月間のパブリックコメントを開始しましたが、その結果を待つことなく、「東電救済策」を検討していた「東京電力改革・1F問題委員会」が12月20日に「東電改革提言」を出し、安倍政権が同日、それを踏まえた「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」を閣議決定し、2日後の12月22日には、これを踏まえた「2017年度予算案」を閣議決定して国会へ提出、今年(2017年)2月7日には機構法(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)の一部改定案を衆議院へ提出したのです。これらがすべて済んだ後で、今年(2017年)2月9日に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」がパブコメ結果を踏まえて「中間とりまとめ」を確定させたのです。「国民負担を強いる東電救済策」の案に対するパブコメを行いながら、それが全く形だけだったことはこれらの経緯が如実に示しています。

機構法改定案は与党・民進党・日本維新の会の賛成で参議院でも5月10日に可決・成立しましたが、その翌日に東京電力の「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」が政府へ申請され、1週間後の5月18日に認可されています。フタを開けてみれば、すべ

てが出来レースだったのです。機構法は、東京電力が機構(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)の中に福島原発の「廃炉等積立金」を積立てることを義務づけたものですが、その原資は「託送料金による回収の仕組み」によって担保されることになっています。この仕組みを前提にして東電救済策＝第三次総合特別事業計画が成り立つのであり、機構法が国会で可決されない限り、東電はそれを申請できず、政府もこれを受理し認可することもできなかったのです。つまり、東電は「巨額の損害・賠償費を認識した途端に債務超過に陥って破産する」危機にあったのです。東電を破産させず、国民に新たな負担を強いて東電を救済するため、昨年12月から極めて強引に「8.6兆円の託送料金への転嫁」政策が推し

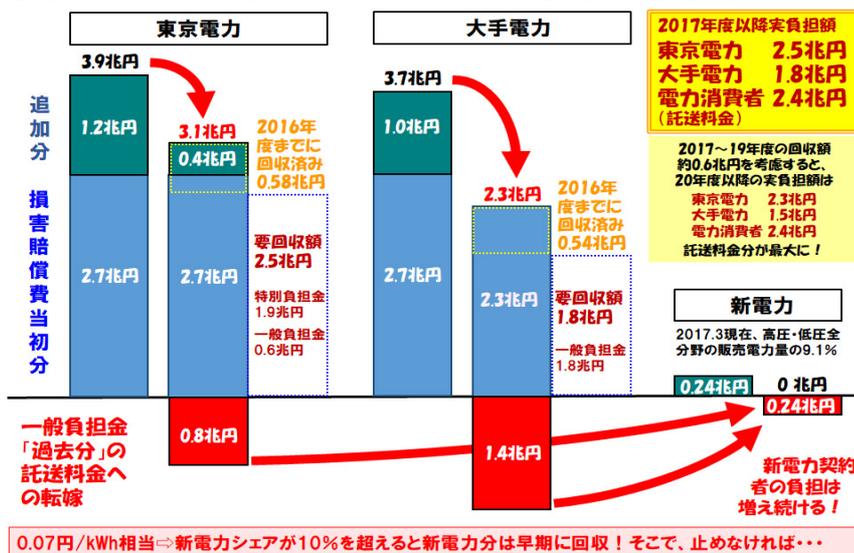
進められてきたのです。

それが、ここに来て、その具体化の段階で本質的な矛盾を抱え、止まっています。今なら、阻止できます。機構法は「東電に廃炉費6兆円の積立を義務づけた」だけであり、「8.6兆円を託送料金で回収する仕組み」が具体化されなければ、東電は破産を余儀なくされます。しかも、この「仕組み」には重大な矛盾があり、それを突いていけば、この東電救済策を破綻に追い込むことができます。3.3万筆に達した反対署名をさらに拡大し、経産省を追い詰め、「託送料金による東電救済策」を撤回させましょう。

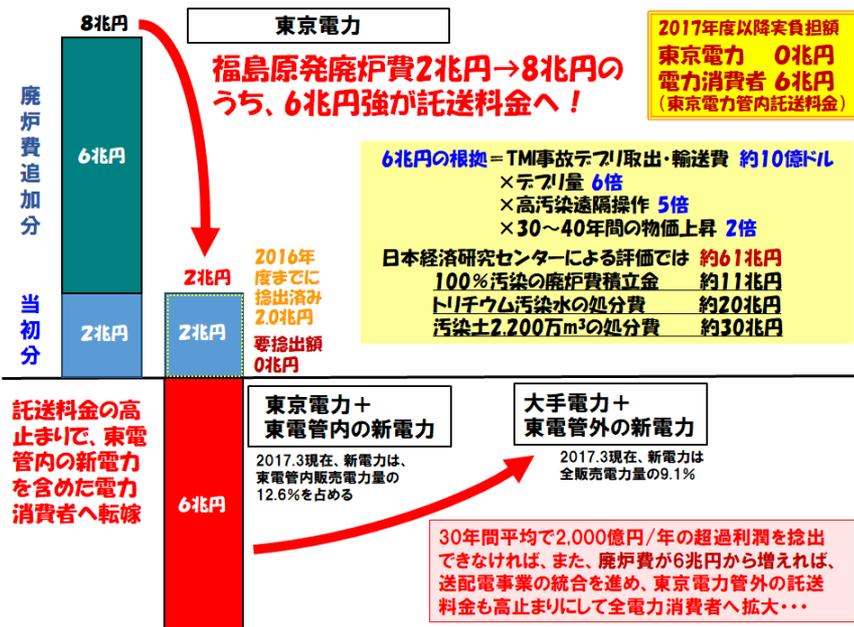
### 一般負担金「過去分」2.4兆円で東電等を優遇

今回の交渉では、8.6兆円を託送料金で回収する仕組みによって、東京電力と大手電力(東電以外の電力会社)の損害賠償費の負担が大きく減少し、電力消費者の負担が大きく増えることが判明しました。左図のように、東京電力は損害賠償費の負担金が2.7兆円から3.9兆円へ1.4倍強になるべきところ、1.1倍強の3.1兆円に留まったのです。大手電力では、2.7兆円から3.7兆円へ37%増のところ、15%減の2.3兆円に減額されたのです。増額すると見せかけて、実は微増ないし減額にする --- こんな理不尽なことは許せません。

#### 損害賠償費5.4兆円→7.9兆円のうち、2.4兆円強が託送料金へ!



#### 廃炉費追加分 8兆円 福島原発廃炉費2兆円→8兆円のうち、6兆円強が託送料金へ!



#### 廃炉費6兆円は東電管内消費者に

福島原発廃炉費6兆円も左下図のように東電が全額負担すると見せかけて、実は、託送料金高止まりで全額を東電管内の電力消費者へ転嫁しようというのです。廃炉費が6兆円からさらに増えれば、東電管内から他電力管内へも広げられるのは必至です。何しろ、東電と他電力との送配電網の共同事業体の結成が目論まれているのですから --- こんな理不尽なことは許せません。

## 廃炉会計0.2兆円も新電力へ

8.6兆円を託送料金で回収する仕組みの中には廃炉原発6基分の廃炉費積立不足金等0.2兆円を新電力からも回収する仕組みが組み込まれています。金額は小さく目立ちませんが、それは廃炉になった原発が6基に限られているからです。後ろには建設中の3基を除く42基が控えています。もし、この42基が今廃炉になると、廃炉費積立不足金1.2兆円と未償却資産2.5兆円の計3.7兆円(2015年度末)が追加

されます。昨年6月に見積もられた再稼働のための対策工事費3.3兆円がこれに加わり、総計7兆円が新電力を含めて託送料金から回収されることになります。もちろん、この金額は42基がいつ廃炉になるのかによりますが、いつ廃炉になっても、電力会社は電力自由化の下で競争上不利にならず、託送料金で確実に回収できるため、電力会社は原発再稼働を目指し、「安心」して1基約1,000億円もの巨額の工事費を投じられるのです --- こんな理不尽なことは許せません。

## 原発廃炉に伴うコスト減少分を還元しない電力

今回の経産省交渉では、署名提出時に「関西電力による電気料金値下げ申請(7月見込)に係る緊急申し入れ」を若狭ネットで行いました。というのも、美浜1・2号の廃炉会計に関するコスト603億円を新電力を含めた電力消費者から託送料金で回収する一方、美浜1・2号の廃炉に伴うコスト減少分約500億円/年を精査して電力消費者に還元すべきところ、未だに実施せず、2015年度から2年分で1,000億円を猫ばばしたまま、新電力と対抗するため、7月にも関西電力の規制料金契約者の電気料金を値下げしようとしているからです。その原資には美浜1・2号の廃炉に伴うコスト減少分も含まれているはずです。 --- こんな理不尽なことは許せません。

敦賀1号の廃炉に伴うコスト減少分は購入電力料の減少分から少なくとも約200億円と公表されていま

**3.3兆円の安全対策費を投じて廃炉になっても、廃炉後に10年定額で減価償却できる!**

**2013年と2015年に導入された廃炉会計制度は、「廃炉を促す」どころか、「巨額工事による40年超運転」を促している!**

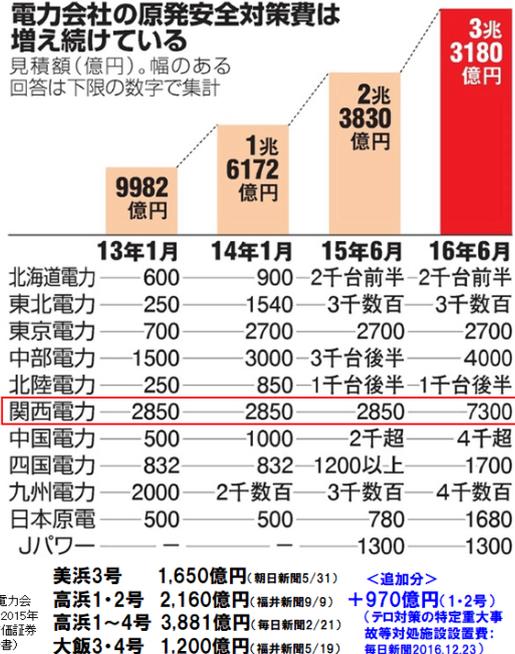
**廃炉時未償却原資産は、2.5兆円の2倍以上に膨らむ!**

2016.3.31現在の原発関連資産(億円)

	原子力発電設備		核燃料	
	核燃料	核燃料	核燃料	加工中等核燃料
北海道	2,186	1,586	0	1,586
東北	2,661	1,446	347	1,099
東京	7,224	7,513	1,205	6,309
中部	1,705	2,339	400	1,938
北陸	1,609	1,084	262	822
関西	3,837	5,263	906	4,357
中国	890	1,586	0	1,586
四国	1,140	1,349	0	1,349
九州	2,610	2,832	699	2,133
9電力計	23,863	24,998	3,819	21,179
日本原電	1,253	1,160	159	1,002
合計	25,116	26,158	3,978	22,181

**電力会社の原発安全対策費は増え続けている**

見積額(億円)。幅のある回答は下限の数字で集計



すが、美浜1・2号の精査結果は公表されていません。同様のことは、廃炉になった島根1号、伊方1号、玄海1号でも起きてははずです。廃炉に伴うコスト減少分を電力消費者に還元せず、廃炉会計に係るコストについては新電力からも託送料金で回収する --- こんな理不尽なことは許せません。

## 原点に立ち返って、フクシマ事故対策を見直せ

福島事故関連費等8.6兆円を託送料金で回収する政策は、具体化の段階でさまざまな矛盾に直面し、理不尽極まりない姿が露わになっています。これは見過ごせません。7月2日の東京都議選でも、安倍政権の開き直った横暴に国民の批判が噴出しました。これ以上の理不尽を許してはなりません。

原点に立ち返って、東京電力と国にフクシマ事故の責任をとらせ、東電を破産処理し、株主や金融機関に債権放棄させて9兆円程度を捻出し、不足分は累進課税で対応すべきです。原発推進策を抜本的に転換し、エネルギー基本計画を根本から見直し、再生可能エネルギーの全面推進へ舵を切り替えるべきです。原発再稼働阻止、再生可能エネルギー推進の運動と連携し、8.6兆円の託送料金への転嫁反対運動を拡大しましょう。3.3万筆に達した反対署名の一層の拡大にご協力下さい。今なら経産省令改定を阻止できます。矛盾が顕在化した今だからこそ、反対署名を拡大しましょう! 何としても、理不尽極まりない、この政策を皆の力で阻止しましょう!

# 「福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください！」署名に関する第2回経産省交渉記録

日時:2017年6月28日(水)14:00~15:15

場所:参議院議員会館 B109号室

参加:市民19名

出席:経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 3名: 中井康裕(政策課 電力産業・市場室 室長補佐)、板橋洋平(電力市場整備室 室長補佐)、和田憲明(原子力政策課 法令制度一係長)

紹介議員:福島みずほ社民党参議院議員(当日は代理で、石川秘書が参加)

追加提出署名数 1万426筆(累計 3万3,328筆)

(注:この記録は若狭ネットの責任で録音から起こしたものであり、発言者によるチェックを受けていません。文責:若狭ネット資料室)



(経産省に第三次提出された累計3万3,328筆の反対署名)

## 1. 損害賠償費一般負担金「過去分」について

(1)損害賠償費一般負担金「過去分」2.4兆円を託送料金で徴収するのは明らかに商法違反ですが、そうでないとする法的根拠の提出を資料請求したところ、4月6日の回答では、次のように記されています。

○託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、離島の発電費用を含むユニバーサルサービス料金など、『全ての消費者が広く公平に負担すべき費用』を含めることができる制度となっております。

○今回の議論は、あくまで今後の託送料金の原価にどのような費用の算入を認めるかというものであり、何らか商法上の問題が生じるとは考えておりません。しかし、これは回答になっていません。

第1に、電気料金が総括原価方式で決められていた時代には、「一般負担金」は確かに電気料金のコストとして計上されていましたが、電力小売全面自由化後に「一般負担金」を「託送料金」に含める議論は行われておらず、今回の「一般負担金『過去分』の託送料金への算入」における議論でも「過去分」以外の一般負担金を「託送料金」に算入させるという議論は行われていません。そこで、質問します。

(1a)なぜ、一般負担金「過去分」は「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」に該当し、一般負担金そのものはそれに該当しないのですか？それとも、「いずれも該当するが、今回は『過去分』だけを算入して、2020年以降の適当な時期に『過去分』の文字を消し去って、一般負担金をすべて『託送料金』へ算入しようと考えている」ので

はありませんか？

(回答)今回、昨年末にも閣議決定させて頂きましたように、福島復興基本指針、この中でも総額の上限を2.4兆円とする旨、これをはっきりと政府の方針として明記させて頂いております。また、福島原発の事故以前には原賠機構法が設置されておらず、結果として原発事故への賠償への備えの不足が生じていると、こういった不足分については、当時、過去ですね、過去、原子力の電気を広く消費者の方々が利用して頂き、受益していた実績あること、そういったところをですね、ところなどを勘案し、託送料金を利用して全ての消費者、もちろん原子力を利用していなかった沖縄などを除きますけども、そういった消費者の方々から公平に回収させて頂く、そういった制度措置を講じさせて頂いております。

(1b)一般負担金「過去分」が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」だとの主張は、一般負担金「過去分」が商法違反でない場合のみ成り立つ議論です。4月6日の回答では「何らか商法上の問題が生じるとは考えておりません。」という結論しか記されておらず、そのように考える法的根拠は全く示されておりません。すでに完了した商取引の不足料金を、商取引の際にその可能性について明示し、購買者から了解を得ていなかったにもかかわらず、後日、何年も経って忘れた頃に、それを一方的に請求し、徴収する行為は詐欺的行為だと言えます。そうではないと主張されるのであれば、そのように主張できるという法的根拠を示して下さい。

(回答) 規制料金の下では一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生するリスクを勘案し、予め、その費用を回収することは認められておりません。なので、将来かかるであろう、そういったものは規制料金の中には組み込めない、そういった制度になっております。そのため、こういった合理的に見積もれたもののみを原価に算入する、そういった制度でございます。このため、合理的に過去、算定できない場合、過去、できないもの、回収できなかったものについては、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入する、そういう考え方を取っております。そのため、今回の措置も、まさにこの考え方に適合すると考えておまして、商取引上の問題があるとは考えておりません。託送料金について法的根拠は何かというご質問がありましたが、こちらにつきましては、電気事業法上、すべての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができるものと考えておまして、この電気事業法の下で対応させて頂きたいと考えております。

(2)一般負担金「過去分」の東京電力と大手電力の割り振りを資料請求したところ、4月6日の回答では、次のように記されています。

○御指摘の過去分については、電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめに示されているとおり、1966年度~2010年度までの累積設備容量を基に算出しております。

○その結果、2.4兆円から0.24兆円を除いた部分に

ついて、東京電力分は約0.8兆円、その他大手電力分は約1.4兆円となります。

一般負担金「過去分」は「託送料金」を通して自動的に消費者から徴収されるため、東京電力や大手電力は特段の経営努力なくして徴収できることになり、東京電力や大手電力が努力して納付するものではなくります。その結果、第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)参考資料の東京電力の賠償額は「2.7兆円→3.9兆円」と大幅増になっているところ、実際には「2.7兆円→3.1兆円」と微増に留まり、大手電力は「2.7兆円→3.7兆円」と大幅増になっているところ、実際には「2.7兆円→2.3兆円」へ減額されます。他方では、新電力から新たに0.24兆円が徴収されることになっています。「過去分」の「託送料金」からの徴収は、このように東京電力や大手電力に極めて有利であり、新電力に不利な施策になっていると私たちは考えますが、いかがですか。

また、今回の回答によれば、東京電力約0.8兆円、大手電力約1.4兆円、新電力約0.24兆円になります。「託送料金」でこれらを徴収する際には、2020年以降の実際の電力販売量に応じて回収されることとなりますが、第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)参考資料に記された「0.07円/kWh」で一律に適用すると、それぞれの割当額を回収するのに要する年数は、東京電力管内および関西電力管内でシェアの伸びる新電力では40年より早く、シェアの下がる東京電力や関西電力等では40年以上になると推定されます。また、送配電事業が再編・統合された場合には、上記の割当ては意味をなさなくなり、結果として、シェアの伸びる新電力への割当てがより多くなると予想され、新電力により大きな負担になると私たちは危惧しますが、いかがですか。

上記の割当分を確実に回収するためには、一律に「0.07円/kWh」とはしない回収法も必要になりますが、どのような回収法を考えているのですか。実際の回収が計画通りになっていることは、どこでチェックされ、どのように公表される予定ですか。

(回答) 託送料金で回収するための額について、東電をはじめとした大手電力と新電力とで差があるのではないかとことなんですが、これは託送料金の販売先によってこの分の料金が変わるといったことはございませんので、ここについてはニュートラルだと考えております。報告書等の中で、新電力が0.24兆円といった数値もありますが、あれはですね、あくまで、新電力のシェアが約10%だった場合という想定の下でやっているものでございまして、新電力の額がこれだということを決めたものではございません。そこをご了承頂ければと思います。この額を回収するために、どのような回収方法を検討しているのかについては、今まさに検討中でございまして、その検討がある程度まとまった段階で、いろんな方の意見を通じて、実行に向けて動いていきたいなということを考えております。

## 2. 福島原発廃炉費について

(1)3月15日の意見交換では、託送料金の高止まりで福島原発廃炉費不足分6兆円を捻出する件について次のように回答しています。

同じ料金水準を維持する限りにおいて、利益がさらに出てきたというときであれば、廃炉に使うということも認めてあげるという形に、今回例外的にそういうことをしようかということですね。これは趣旨からすれば、東電にちゃんと費用を出させると、東電というのは東京電力グル

ープという形になりますけども、出させるということを追求めたものですので、東京電力に費用を出させるという観点でこういった措置をとろうとしています。

東京電力の小売り自体、東京電力の管内であればみな同じ料金でやっていくということになります。小売りの規制料金がなくなる中で、電力の自由化を進める上で避けたい費用、…必要な費用をどうふうにしていくのかというときに、全員で払うべきという形にすれば託送料金に乗っけていかないといけないということも当然にあり得るわけです。託送料金ができたとき、20年近く前の話ですけども、そういったときから、そういった議論はあって、当時の審議会でも、どうしても必要な費用があれば、託送料金に乗っけていくということは避けられないんじゃないかということだったかと思っています。

確かに、東電管内で「託送料金」を高止まりにすれば東電の超過利潤が生まれますが、それは東電が福島原発廃炉費を捻出するために、「託送料金」という独占価格を高止まりに設定することと同義であり、東電の代わりに経産大臣が独占価格の設定を行うだけの違いです。このような不当な独占価格の設定が行われないように「託送料金」の総括原価方式による認可制度が残されているのではありませんか。にもかかわらず、それを逆用し、経産大臣が託送料金の引き下げ基準を他電力管内とは異なる特別なものに変更することは、東電の代わりに独占価格を設定することに他ならないと私たちは考えますが、いかがですか。

また、「東京電力に費用を出させるという観点」は「(東電管内の)全員で払うべき」という根拠にはならず、むしろ、「託送料金」へのコスト算入は東京電力と契約する電力消費者に限るべきだということになります。つまり、「全員で払うべきという形にすれば託送料金に乗っけていかないといけない」という前提が成り立たないこととなります。そうである以上、新電力と契約した電力消費者については、「託送料金」を高止まりにせず、他電力と同様に託送料金を引き下げて超過利潤を消費者へ還元すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(回答) 今回、東京電力に我々のほうが認めたものというのは、送配電部門の合理化分のうち廃炉に必要な部分については廃炉費用に充てると、それを上回る合理化分については託送料金の引き下げに従来の制度通り充てて下さいということを申しております。実際に、東電に対しては、福島事故関連の資金、そこを出してもらうことは当然なんですけれども、もちろん、消費者への還元分も生み出すように、最大限の合理化を図ってもらおう、そういった形で経済産業省としても引き続き、関与していきたいと思っています。他方で、経済産業省だけでは不十分ではないか、そういったご指摘も頂いておりますので、そこにつきましては、電力・ガス取引監視等委員会での議論も踏まえて、適切な料金設定のほうを考えていきたいなと思っています。

(2)東京電力の「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」が5月18日に認定されましたが、その骨子には、「主として送配電事業や原子力事業において賠償・廃炉の資金を確保する」と冒頭に明記されており、現行の一般負担金・特別負担金・廃炉費の計3,000億円程度から2026年までの10年平均で2,000億円程度積み増して5,000億円にする計画ですが、これとは別に1,600億円～2,150億円の利益積み増しが想定されています。後者は柏崎刈羽原発再稼働を念頭に置き、東電HD(東京電力ホールディングス)、東電FP(東京電力フェル&パワー)、東電E

P(東京電力エナジーパートナー)の3者で賄い、前者は主として東電PG(東京電力パワーグリッド)が賄うしかありません。すると、廃炉費不足分6兆円を30年間で積立てるには毎年2,000億円、東電管内の電力需要3,000億kWh弱では0.7円/kWh程度の超過利潤が必要であり、これは託送料金(低圧・高圧・超高压の平均約5.1円/kWh)の14%程度に相当します。これは託送料金引き下げ基準の5%をかなり超える水準であり、託送料金をかなり高いレベルに高止まりにすることになったり、送配電網に不可欠な更新・整備が先送りにされて送電線事故が頻発する事態になったり、託送料金の値上げが避けられなくなると私たちは考えますが、いかがですか。

東電管内の送配電網更新計画が「廃炉等積立金」のための超過利潤獲得によって阻害されないことは、どこで(電力・ガス取引監視等委員会で?)チェックされるのですか。また、託送料金高止まりの水準は経産大臣が決める前にどこで審議され、その事前・事後の妥当性はどこでチェックされるのですか。

(回答) 設備の更新なんですけれども、元々ですね、皆さんご存知かと思うんですけれども、必要な費用、それは実際に設備に対する必要な投資、そこを踏まえて、含めて必要な費用を、託送料金の原価に算入しております。そのため、こういった託送料金の原価自体を削ろうというわけではなく、東電自身がまさにこの必要最低限の金額を確保した上で、合理化による資金捻出をして頂き、それが、合理化分として廃炉費用に充ててもらいたいといったことを考えておりますので、制度をこうするからといって、設備の安全性とか、そういったものが後回しになるとか、そういったことを認めたものではございません。

どこがチェックするのかということに関しましては、電力・ガス取引監視等委員会、ここが定期的に評価を行うという形で、チェックをさせて頂きたいということを考えております。

(3)福島原発廃炉費不足分6兆円は技術的手段が不明なまま見積もったデブリ取出・輸送費に限られ、最終処分費やそれまでの貯蔵管理費は含まれていません。取出可能かどうか不明であり、廃炉費は際限なく膨れあがる可能性があります。日本経済研究センターは、福島第一原発1~3号から出る廃棄物はすべて放射性だとしてその処理処分費に約11兆円、トリチウム汚染水処分に約20兆円、除染に伴う汚染土の最終処分に約30兆円、計約61兆円と見積もっています。今夏に福島第一原発廃炉工法が決められる予定ですが、それに基づいて廃炉費を見積もり直す予定はあるのですか。

また、トリチウム汚染水や汚染土さらにはデブリを含めた廃炉に伴う放射性廃棄物の最終処分費をいくらか見積もっているのですか。これらの費用は、東京電力が経営努力で賄うべきですが、「託送料金」を高止まりに続けることですべてを賄おうとしているのではないのですか。

(回答) 日本経済研究センターの試算、これにつきましては、国のほうで示させて頂いた試算とは前提条件が相当異なるところがありますので、単純に比較するというのは難しいかなと思っております。また、最終的にかかる費用なんですけれども、たとえば、除染した後の土壌、最終処分について具体的にどのように処分するのか、そういった具体的な方策については、現在ではまだ決まっ

てはおりません。また、福島第一原発の廃止措置計画、これにつきましても、デブリ取り出しが始められて第3期に移ってから東京電力のほうで策定する、そういったことを現在の中期マップのほうでは、進め方という形で示させて頂いております。そのため、現時点で総額いくらかかるのか、そういったもの見積もりを示すことは申し訳ございませんが、困難ですという形で回答させて頂きます。

### 3. 廃炉に関する会計制度について

(1)廃炉会計制度に関する原発コストは、原発を持たない新電力と契約する電力消費者には全く関係のないコストであり、明らかに「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」には該当しません。たとえ、有識者会議でそのように了解されたとしても、法律として国会で承認されない限り、託送料金のコストには算入できないはずです。託送料金のコスト概念に適合しない、このようなコストを託送料金のコストに算入できるという法的根拠を示して下さい。それが示されない以上、新電力と契約した電力消費者に対しては、廃炉会計制度に関する原発コストを「託送料金」に算入するのをやめるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(回答) そもそも、廃炉をキチンと進めてもらうため、廃炉について原子力事業者が躊躇することがないようにするために、小売りではなくて送配電の託送料金として、この制度を取り上げております。他方で、皆さんがご指摘のように、原子力を使っていない事業者に対して、その負担を求めることはどうかといったご指摘、これについては、この制度を検討していたワーキンググループでも同様のご指摘を頂いておりますので、ここについては、託送料金そのものを変える(「新電力の託送料金コストには算入しない」という意味)という、それはですね、会計制度の中で託送料金での料金回収が十分担保できる(「新電力のシェアが高まっても廃炉会計制度によるコストを確実に回収できる」という意味)といったところと矛盾してしまうところがありますので、料金負担については、新電力についても公平にさせて頂いた上で、ほかの点でなにかのフォローアップ、そういったことができないか、それを検討していきたいなということを考えております。

(2)3月15日意見交換で、経産省は次のように回答しています。

原子力事業者と契約した電力消費者に限って回収すればいいのではないかというご指摘もあるのですが、そもそも制度的にそういうことができるのかということもあるのだからと思えますし、会計の専門家の先生方からご指示があるのは、それではこの制度の前提としてある着実な回収手段としては評価されないというご見解はお示し頂いております、消費者を限定して回収する仕組みというのは、なかなか難しいのかなと考えております。

関西電力は、新電力に廃炉会計コストを転嫁する一方、原発再稼働後に自社電気料金を値下げすると発表しており、理不尽です。新電力には廃炉会計コストを請求しないようにすることが、なぜ、制度的にできないのか、理由を説明して下さい。また、新電力に請求しないという方法が、なぜ、「着実な回収手段として評価されない」の

か、その理由を説明して下さい。

(回答) (1)への回答で代替

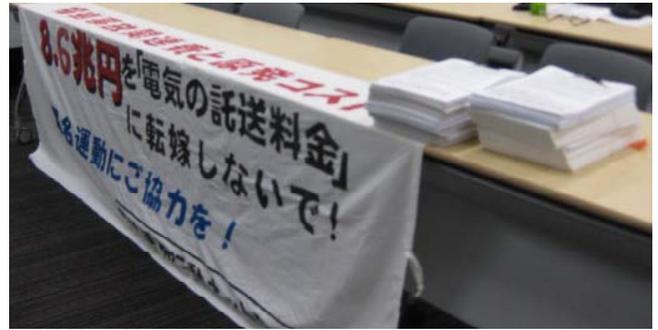
### <損害賠償費一般負担金「過去分」についての質疑>

(質問) 将来かかるであろうものは規制料金制度の下では入れない、将来出てきたところに入れると仰ったんですが、現在かかっている使用済核燃料の過去分、これも入ってますよね。そのときの議論でもですね、やはり、そういうようなものを入れるのはおかしいということで、いろいろ議論があって、それについては今後そういうことがないようにしようねという議論もあったと思うんですよね。だから、そういう意味では、これから先、いろんな検討していなかったものを、ドンドン、ドンドン、こういう形で入れていくというようなことは、予め想定されていたことではなくて、特別な事情の下で、とくに、特例として入れられるという、そういうことではなかったんでしょうか。

そもそもね、そういうようなものが起こりうるということは、原発を作った当時、そんな事故が想定されて、一般負担金がどうのこうのという議論は全くないんですよ。将来そういうものが起こってくるとかの想定はなかった、それが、事故が、3・11が起きたために、実際に一般負担金という制度ができた。そういうようなものがなかった時代については、そういうものを想定するとか、そういう議論は全くないわけですよ。だから、過去に想定されていなかったものをね、事態が起きたから、過去に遡るといって、それはね、今説明された回答の中に入るような回答には、なっていないんじゃないですか。どうなんでしょう。

(回答) 我々政府としても、いわゆる原子力の安全神話に陥っていたがために、賠償の備えが不十分であった、これについては真摯に政府としても我々としても反省すべき点ではあるかと思っております。その上で、一方で、今ある方法のスキームの中で、まさに現在起きているものを含めた賠償への備えというもの、これをどのようにこれから備えていくかということが、まさに仰ったとおり、震災が起きてからの議論であったと思っております、それをまあ、どうしようかというところで、その検討の結果が、今回ご説明さしあげているスキームであるというふうに理解しております。

(質問) 一般負担金というのは、電力会社と東京電力ね、東京電力には特別負担金、大手電力には東電も含めてですけど一般負担金、その納付義務があるのは電力会社なんですよ。規制料金を介して電力消費者が納付するという義務はない。これは前回確認させて頂いたとおりです。そうであれば、この2.4兆円不足すると、それを「過去分」で回収するんじゃないかって、新たに出てきた分についてはやはり、電力会社、東京電力、そこから、一般負担金および特別負担金で納付させる、原資がどこから出てくるか、それはね、電力会社が頑張ればいい話で、それを



(経産省役人の面前に反対署名を積み上げて徹底追及)

あなた方が託送料金に入れて、電力消費者からおしなべて全員から取るんだという議論は、それはおかしいんじゃないですか、法律違反じゃないんですか。納付義務は電力消費者にはないんですよ。電力会社と東京電力が納付しないといけない、というふうに法律には書いてある。電力消費者がおしなべて均一にね、皆が負担すべきとは、法律にはどこにも書いてない。それを電力消費者に転嫁して、託送料金から回収する、これは法律違反じゃないですか。(「その通り!」の声)それ、どうですか。

(回答) あのを、これはこないだも議論させていただいた話ですが、まず、過去分とは何なのかということですけども、先ほどの話にもありましたとおり、震災前には、一般負担金という制度、原子力損害賠償支援機構法という制度がなくて、事故への備えをしてこなかったと、これはそのう、政府の責任でもあり、事業者も含めて安全神話に陥っていたのは、今回の話、今回の2.4兆円を託送する、しないにかかわらず、まず、反省しなければいけないことだと思います。その上で、今までの規制料金というのは現に起こっている費用しか基本的に料金に算定することを認めてこなかった。逆に言うと、予め、原子力に限らず、事故が起こるかも知れないから予め費用を積んでおくという、そういうことは基本的に認めてこなかったということがまず経緯であります。その上で、福島賠償にかかる費用が足りないから、2.4兆円を託送するとか、しないとかいうことではなくて、今回、電気事業法を改正して総括原価方式というのをなくし、すべて自由な料金の中でやっていくという世界に移行する中で、本当は規制料金で集めておくべきであった金を一体誰にご負担を頂くのかと、今まさに仰って頂いたとおり、一般負担金の納付義務はもちろん原子力事業者にあります。逆に、仰ったとおり、その原資をどこから持ってくるかという議論として、当然、国民の皆さまに一般負担金を収めて頂くということではありません。したがって、料金の中に、何をどう回収してくるかということですので、少なくとも何か法に触れるということはないと思いますし、その中で、自由化に伴って、自由化に伴って今までみんなで回収してくるはずだった費用をどう負担するのかという、いろんな考え方があろうかと思っておりますけども、今、我々が審議会を踏まえて、議論させて頂いたのは、自由化の前に本当は取

っておくべきだったものというのは、過去の規制料金で取っておくべきだったものなので、公平に広く、自由化の下で皆さんにご負担頂くのいいのではないかと、まさに全面自由化を見据えた、全面自由化であるが故に、今回の制度が必要ではないかという議論でして、そこはちょっとすみません、必ずしも御意見が合わないというところがあるかも知れませんが、今回の議論はそういう考え方であります。

(質問) 前はそういう議論だったですけどもね、今日主張しているのは、そもそも論を言っているわけですよ。法律違反ではないですかという話に対して、あなた方はその法律には違反していませんというふうには答えていませんけど。そこはどうなんですか。

(回答) 法律違反と仰っているのは、何の法律との関係を仰っているのかということ？そこをちょっと明確にして頂きたいんですけど。

(質問) 一般負担金の納付義務を電力会社と東京電力に制定した法律がありますやん。そこには、電力消費者には一言も触れられていないんですよ。だから、あなた方が、あの法律に基づいてやれるのは、東京電力と電力会社に対して、これだけ納付しなさいよという以上のことは言えないはずです。電力消費者に対してそれをね、転嫁していいよという話は、それはまた別の話で、別の法律がないとそれはできないはずですよ。

(回答) そこは、やや誤解があると思うんですけど、原賠機構法が当時審議された当時の国会から一般負担金にかかる費用は電気料金にのせていいということになっております。

(質問) ちょっと待って下さい。それは、閣議決定しかありませんというのが前回の回答でしたけど。

(回答) 国会でも議論がなされていますということです。

(質問) 国会での議論は法律ではありません。あなた方がね、根拠として出されたのは内閣の閣議決定ですという以上のものはなくて、それは法律じゃありませんね。と、いって、そうですねということで収まっているんですよ。

(回答) それは、原賠機構法上は仰っているとおり、一般負担金の納付義務者は電力事業者です。別に、今回2.4兆円を託送回収させて頂いたからといって、それは国民の皆さまに一般負担金の納付義務を負わせているわけではございませんので、原賠機構法に違反ではないかというご質問であれば、そういうことはございません。

(質問) それじゃあね、水掛け論になるので、資料を見て下さい、この図の⑤と⑥。資料⑤があなた方が有識者会議に示された表そのものです。加筆してありますがね。東京電力に「+1.2兆円」、大手電力に「+1.0兆円」というふ

うに2.5兆円の不足分を割り振られましたよね。「0.24兆円」というのが新電力だと。先ほどの説明では、0.24兆円というのは仮のものであって、これから増える可能性もありますよとそういうことですよ。

(回答) もし、10%でなければ、増えも、減りもすることです。

(質問) それが増えたら、上の「+1.2兆円」とか「+1.0兆円」というのは減るんですか。

(回答) ……(沈黙) ……

(質問) 「+1.2兆円」とか「+1.0兆円」とかは何なんですか。これは一般負担金ではないんですか。

(回答) これは基本的に一般負担金です。

(質問) そうですよ、ね、「過去分」ではないですよ。でしたら、0.24兆円というのは一般負担金ですか、「過去分」ですか。

(回答) 一般負担金です。

(質問) えっ？新電力には一般負担金は課していないんでしょう？「過去分」でしょう。

(回答) これは、回収の議論をしていますので……

(質問) わかりました。回収の議論ですね。そして、上の東電の「+1.2兆円」、大手電力の「+1.0兆円」、これは一般負担金「過去分」の回収の額ですか。

(回答) これは「過去分」とイコールというわけではありません。

(質問) イコールじゃないというのは前回の話ですよ。それじゃあ、この「+1.2兆円」、「+1.0兆円」というのは、一般負担金の不足金が2.5兆円あって、それを東京電力と大手電力がこれだけ負担しなさいよという金額がこれですよ。

(回答) これは、この考え方というのは、2.4兆円をまず託送でご負担頂きます。

(質問) ちょっと待って下さい。前回の議論とごっちゃになるので、前回の議論では、この2.5兆円と2.4兆円の「過去分」とは関係ありませんという話やったんですよ。

(回答) ええ、そうです。

(質問) 0.24兆円のここだけは「過去分」ですよというそういう話やったんです。それは10%から20%と変わったら、増えていきますね、と。ところが、上の「+1.2兆円」、「+1.0兆円」というのは「過去分」とは関係ありません、そう仰ったんですよ、前回。

(回答) この「+1.2兆円」と「+1.0兆円」が「過去分」だと

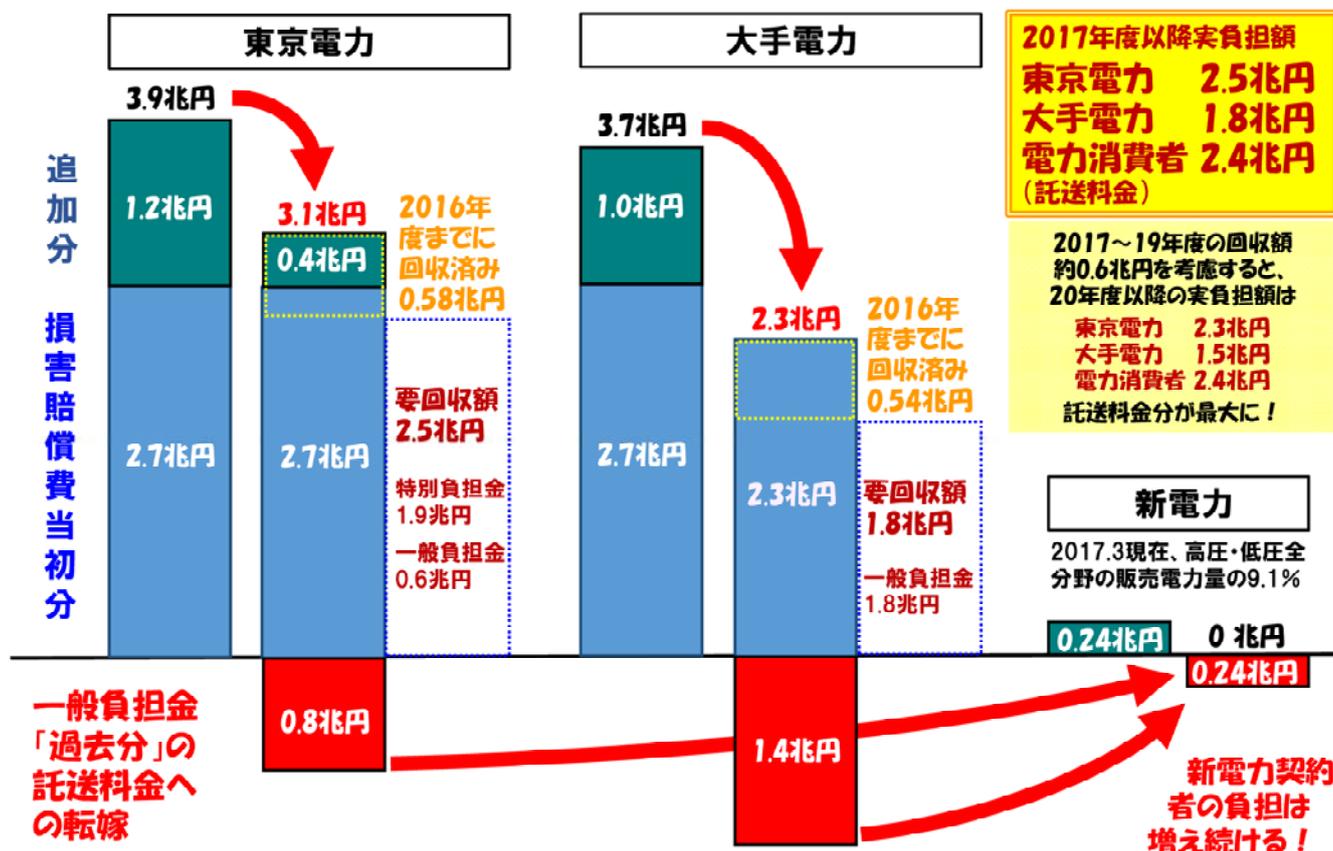
# 損害賠償費追加分2.5兆円と一般負担金「過去分」2.4兆円の隠された関係

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 (参考資料) 1

	廃炉・汚染水 (※1)	賠償 (※3)	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓ (+6.0兆円) <b>8.0兆円</b>	5.4兆円 ↓ (+2.5兆円) <b>7.9兆円</b>	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) <b>4.0兆円</b>	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) <b>1.6兆円</b>	11.0兆円 ↓ (+10.5兆円) <b>21.5兆円</b>
交付国債枠: 9兆円 → 13.5兆円					
東電	2兆円 ↓ (+6兆円) <b>8兆円</b> (管理型積立金を想定)	2.7兆円 ↓ (+1.2兆円) <b>3.9兆円</b>	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) <b>4.0兆円</b> (株式売却益を想定※5)	—	7.2兆円 ↓ (+8.7兆円) <b>15.9兆円 (※6)</b>
大手電力	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) <b>3.7兆円</b>	「追加負担」のように見せかけて実負担を減額!		2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) <b>3.7兆円</b>
新電力	—	<b>0.24兆円 (※4)</b>	実負担はさらに増額!		<b>0.24兆円</b>
国	(研究開発支援) (※2)	—	(株式売却益)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) <b>1.6兆円</b> (エネルギー予算を想定)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) <b>1.6兆円</b>

- (※1) 第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
  - (※2) 別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
  - (※3) 原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
  - (※4) 託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度(2010年度)までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。(託送料金0.07円/kWh相当≒一般標準家庭で18円/月)
  - (※5) 不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。
  - (※6) 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分(原賠補償法に基づく補償金相当)がある。
- (第6回東京電力改革・1F問題委員会、参考資料2016.12.9) 5

## 損害賠償費5.4兆円→7.9兆円のうち、2.4兆円強が託送料金へ!



0.07円/kWh相当⇒新電力シェアが10%を超えると新電力分は早期に回収!そこで、止めなければ... 6

ということではありません。

(質問)「過去分」ではないですよね。それじゃあ、0.24兆円の新電力の分が増えていったら、この「+1.2兆円」、「+1.0兆円」というのは変わらないということですよね。新電力の回収するやつが増えても減っても、上の「+1.2兆円」、「+1.0兆円」というのは変わらないということですよね。

(回答)たとえば、0.24が0.3になったときに上が変わらないのかということをお仰っているのですか？

(質問)はい。

(回答)それは・・・

(質問)関係ないんでしょう、「過去分」とは、0.24兆円だけが「過去分」なんですよね？

(回答)それはたぶん、変わりますね。

(質問)変わるんだったら、上のは一般負担金じゃないですよ。一般負担金の2.5兆円の不足金をね、東電と大手電力に「+1.2兆円」、「+1.0兆円」と割り振ったと。「過去分」とは関係ありませんというのが、前回の主張であり、今回の主張でもあったんですけど、今、変更されるんですか。

(回答)エーッとすみません。前回の議論は、「+1.2兆円」と「+1.0兆円」というのが、これが「過去分」なのかと、託送分なのかというご質問だったかと思えます。それは、そういう計算にはなっていないはずなので、違うということは申し上げました。こういう計算の仕方の問題なんですけども、0.24兆円という前提が変われば、たぶん3.9兆円、3.7兆円というところが変わってくる。おそらく変わってくるはずなので、そこは答えが変わってくると思います。

(質問)ちょっと待ってください。前回ね。この議論がされたときもそうなんですけども、一般負担金が2.5兆円足りないねということが、この有識者会議ではなされました。

(回答)すみません。一般負担金が2.5兆円足りるとか、足りないとかという議論ではなくて、元々、5.4兆円だという試算をしていた賠償に必要な費用が7.9兆円に増えるということなので、一般負担金が足りる足りないという議論とは別のお話なんですよ。

(質問)それはいいですよ。7.9兆円に増えた。で、2.5兆円が追加された。その2.5兆円の割り振りが東電「+1.2兆円」、大手電力「+1.0兆円」と、新電力には「過去分」として0.24兆円もらいましょう。こういう説明でしたよね。

(回答)はい。

(質問)そうすると、この「+1.2兆円」とか「+1.0兆円」とか

いうのは一般負担金ですよね。

(回答)一般負担金、ないしは特別負担金ですね。

(質問)そうですね。ということは、東京電力と大手電力には一般負担金をこれだけ納入しなさいよという指示は、「過去分」とは別個に指示されるんですね。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)震災前の「過去分」が2.4兆円あるから、7.9兆円とは別個に回収しますよと、今、仰ったんですよ、今初めて聞いたんですよ。そういうことであれば、7.9兆円の0.24兆円以外はすべて一般負担金と特別負担金でこれから回収させます、と。それ以外に「過去分」として2.4兆円を回収します、託送料金で。そういう議論ですよ、仰っているのは。

(回答)そうではなくて、賠償に7.9兆円がかかるという話と、「過去分」と、「過去分」と一般負担金は同じだと思うんですけども、それぞれがどこに当たるかというのとは別の話ですので。ご質問の趣旨を私が正確に理解できていない可能性があるんですけども。

(質問)正確に言います。この⑥を見て下さい。東京電力と大手電力のそれぞれ左端にそれぞれ3.9兆円と3.7兆円がありますね。当初の2.7兆円から東電は1.2兆円プラスされて、大手電力は1.0兆円プラスされた。あんなら、「過去分」の0.24兆円以外は東京電力と大手電力にどういうふうに分けられるんですかと資料請求したら、回答が、東京電力0.8兆円、大手電力1.4兆円でした。これはいいですね(うなづく)。そうすると、その東京電力が納付すべき金額の中から、3.9兆円のうち0.8兆円は「過去分」で回収されますよ。これでいうと、3.9兆円から3.1兆円に下がりますよね、託送料金以外は。大手電力は、1.4兆円が「過去分」から回収されますから、3.7兆円から2.3兆円まで下がりますよね。これはそれでいいんですね。

(回答)託送料金で回収される世界と、当然、小売り料金で、特別負担金は横へ置いとかないといけませんけども、仮にすべて一般負担金だとすれば、小売り料金で回収される世界と託送料金で回収される世界ができるので、小売り料金で回収される費用というのが減っているじゃないかと仰っているのであれば、それは、そういう整理もありうると思いますが、別に、東京電力であったり、ほかの大手電力が各会社のお客様に請求する金額というのは変わらないので、そこが、引いてあげているというのは若干・・・

(質問)違いますやん。電力会社が電気料金を、これから自由料金として設定できるのは、託送料金より上のところなんです。託送料金は規制料金でしょう。規制料金の中でコストとして確実に回収されるのは、この下の部分ですよ、0.8兆円、1.4兆円。

(回答)小売り料金で、いや、託送でということですか。

(質問)託送料金で、線の下が託送料金ですよ。

(回答)0.8兆円と1.4兆円ですか。

(質問)そう、そう。ということで、託送料金で確実に回収されるので、東京電力と大手電力は苦勞してもしなくても、これだけが回収されるんですよ。

(回答)そこは新電力の皆さんも一緒ですよ。

(質問)そうしましょう。東京電力は0.8兆円が託送料金で回収されるから、本来電気料金で、託送料金以外で回収すべきところは3.1兆円に下がる。大手電力は2.3兆円に下がる。これはそうですね。

(回答)これは元々すべて小売り料金で回収するはずだったから、自由の世界から規制の世界へこれだけ行っているのではないかという指摘であれば、それはそういうことですが…。

(質問)それは、それでいいんですよ。そしたらね、「過去分」を託送料金へ入れるということは、大手電力については当初2.7兆円だったやつが、2.3兆円へ下がるということなんですよ。追加されるんじゃないでなくて下げられるということなんですね。東京電力についても、2.7兆円から3.9兆円に膨れあがるんじゃないでなくて、3.1兆円程度に済んでいる。こういうことなんですよ。あんたらがね、電力消費者におしなべて託送料金へ「過去分」を転嫁して回収するということが起きたかというね、東電と電力会社は優遇されて、新電力に対しては、電力会社から新電力に変えた電力消費者から回収される新電力にとっては競争上不利になるんですよ。

(回答)そこは確実に違うと思うんですけども。託送料金なので、まさに仰ったとおり、自由料金の世界から隔離されているので、新電力のお客様にも旧一般電気事業者のお客様にも一律に係るので、それが新電力の皆さまが競争上不利になるということではなくて、そこは競争ニュートラルなので…。

(質問)あのね、新電力の託送料金に入れなかったら、ニュートラルじゃないですよ。東京電力と大手電力にだけ一般負担金を負担する義務があって、新電力の電力消費者には義務はないんです。だから、新電力にその義務を課すということはニュートラルじゃなくて、不平等を課すということなんですよ。

(回答)そこを不平等というのは先の議論に戻ってきてしまうんですけども、したがって、規制の世界で取っておくべきだったものを自由化へ移行するにあたって、誰が負担すべきかという…

(質問)もういいです。水掛け論になっちゃいますので、

時間がないのでね。それじゃあ、回収法について検討中とあるんですけど、0.07円/kWhとかいう話は、これはこういう形で回収されるんですか、それとも、電力会社によってこの金額が変わるんですか。何を検討されているんですか。

(回答)…(沈黙)…

(質問)回収法を検討中だとさっき仰ったんですよ。この期に及んで検討中というのは意味わからないんですけど。前に出されたのが、0.07円/kWhというのが、おおよその見当だと。

(回答)…(沈黙)…

(質問)あんたらの⑤の(※4)の所にも書いてあるじゃないですか、「0.07円/kWh相当」と。

(回答)この額は「相当」ですよ。

(質問)だから、その回収法ですよ。どういうふうに関係するの、何を検討されているんですか、それを教えて下さい。

(回答)…(沈黙)…

(質問)電力会社毎に変えるという検討をしたはんの？

(回答)今検討しておりますのは、これ、0.07円額相当なんですけれども、実際にじゃあ、どのくらいの額が賠償として、…ちょっと頭を整理させて下さい…

(質問)廃炉費とは関係ないですよ。2.4兆円は決まってるんだから。

(回答)2.4兆円が決まっているのはそうなんですけども、具体的に託送料金に転嫁をさせて頂いて、そこから回収してきて、今まさに、機構法上の納付義務者は原子力事業者ですので、彼らが払うというところの具体的なお金の流れ、スキームをどうするかということが検討されるということでして、0.07円という数字が変わるのか変わらないのかということですけども、記憶が不正確ですが、0.07円/kWhというのは、2.4兆円を40年で回収する前提にして年間600億円、それを全国の総需要で割ったときに0.07円/kWhとなる計算のはずですので、その辺ちょっと試算をしてないので分かりませんが、可能性の議論として、一般論としてお答えするならば、エリアによって当然、需要のデコボコというのはありますので、必ず0.07円でパチッと一緒かという、そこはそうではない可能性はあると思います。

(質問)だから、エリア毎に託送料金は等しいという前提で、エリア毎の違いを今検討している、そういう理解でいいですか。

(回答)エリア毎に違うかどうかというのは、あくまで料金

に入れたときの結果論なので、そこに入れていく仕組みを具体的にどうするかというのを…

(質問)あのさあ、一般負担金「過去分」の割当てというのは、3・11までの原発の設備容量で決めたはるんやな。今の販売電力量の違いでは決めてないんですよ。だから、そういう意味では、この回収の方法というのは、理屈が、2.4兆円の理屈と違う理屈で回収しないといけないことになっちゃってて…

(回答)そういうことではなくて、仰るとおりで、エリア毎、原子力事業者毎の過去分がいくらかというのは設備容量ベースで計算すると出てきます。それを託送料金に算入していくときに、どういう手続きを踏むのかという、割とそのう、事務的な、制度概念は貫徹小委員会(電力システム改革貫徹のための政策小委員会)で検討して頂いているので、賛成・反対の話はともかくとして、そこは終わっていると思います。そこを実務的に電気料金に載せていくときにどういう仕組みにするかというのは、いろんな検討をしないといけないので、そこは我々のほうで今、検討させて頂いているということです。そういう意味で、数字はすみません、今持ってませんけども、エリア毎に数字が変わってくるというのは、元々原子力比率が違いましたから、当然、違ってくるんだろうと思います。

(質問)わかりました。それじゃあ、その検討の結果はい

つ頃までに出すつもりですか。そんなに時間がかかる必要はないですよ、その検討については。

(回答)…余り長時間をかけないというのは仰るとおりだと思うんですけども、かといって、いつまでかといったところも、現実的にお示しできるものはございません。

### <福島原発廃炉費についての質疑>

(質問)わかりました。次に行きます。電力・ガス取引監視等委員会でチェックされると言われましたが、資料④を見て頂きますと、電力・ガス取引監視等委員会がこの1月に事後評価をやるよと決められましたね。この事後評価の中でチェックすると理解していいですか。

(回答)そうですね。この事後評価の中でチェックを承ります。はい。

(質問)電力・ガス取引監視等委員会では、こういう廃炉等費用を入れる入れないという議論は全くされていなくて、確かね、記憶では、一番最初の委員会で原子力のコストは入れるべきではないというような議論があったと、私は記憶しているんですけど、2回目以降はそういう議論は、するなという指示があったのかも知れませんが、一切入っていないんですよ。議事録にも出てこない。この事後評価についての項目にも一切入っていないですよ。託送料金に転嫁される一般負担金「過去分」、廃炉費積立不

## 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価について

電力・ガス取引監視等委員会(2017.1.24決定)

### 1. 趣旨

- 小売全面自由化後も**地域独占が残る送配電部門**については、市場競争が存在しないことから、**効率化・料金の低廉化を促進する別途の仕組みが必要**と考えられる。
- 平成28年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、**各事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立**を促す。

### 2. 当委員会における事後評価のイメージ

#### (1) 評価方法

- 原則3年ごとに**、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合(公開)において、一般送配電事業者から託送収支及び効率化に向けた取組状況等について聴取し、評価する。その際、**託送収支上の超過利潤累積額及び想定単価と実績単価の乖離率**を確認する(事後評価基準に基づく**託送料金変更命令の発動の可否を確認**すること)に加えて、各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押しする。

#### (2) 各事業者の取組状況に係る評価項目の例

- ① 全体的な効率化の取組状況
- ② 託送収支(収益・費用)の増減の詳細な要因分析
- ③ 代表的な設備に係る調達価格水準
- ④ 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- ⑤ 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- ⑥ 効率化に向けた具体的な取組の目標(競争入札比率、仕様・設計の汎用化・標準化等)

#### (3) 評価結果を踏まえた対応

- 取組が不十分であった事業者については、**翌年度までに(2)⑥の見直しを行い、改めて審議**することを検討する。取組が進んでいる事業者については、公開の場での**審議の周期を長く**することも検討する。

### 3. 今後のスケジュール

- 7月末まで各一般送配電事業者が平成28年度の託送収支を公表。秋以降料金審査専門会合で審議 **④**

足金等の廃炉会計のやつも入っていない。どれくらいのやるのかっていうのは、今まさに検討中でございます。高止まりにしたらいいかという、そういうルール決め、それもこの事後評価の検討項目に入っていない。すなわち、この監視等委員会では、原子力のコストを託送料金に入れるということは全く前提に入っていないくて、チェック体制が作られて、今年度からチェックされようとしているんですよ。ここで議論するんであれば、そういうようなルール作り、託送料金をどこら辺に決めるか、東電管内だけ高止まりにする、どのレベルが妥当だと評価するのか、そういう議論はどこでやられるんですか。チェックはここでやるんだと思いますけども、そのルール作りもこの監視委員会です。それとも、経産省のどこか、こそこそつとした委員会です。

(回答)こそこそつとした委員会というのが何を指しているか分かりませんが・・・

(質問)わからないから、こそこそつと言ってるんだよ。それで、どこでやるんですか。省内だけでやるんですか。

(回答)いや、こういったものについて省内だけという形にはできないと思っていますので、いずれ何らかの形で、きちんと外へ出す形にはなると思います。それを具体的にどう

(質問)そうするとね、この託送料金の高止まりのレベルがどの辺が妥当かというのは、どこか有識者会議をこれから設定してされるということなんですか。それとも、そういうのは省内で検討して、いきなり経産省令の改定案として出てくるんですか。どうなんですか。

(回答)そこについても、明確にこれでやるといったことは決まっていなくて、どうするのかというのは、今この場でお答えは難しいんですが、ご意見としては承っております。

(質問)いや、ご意見じゃなくって、前回、省令改定案を作成して、パブリックコメントをやり出すということまで仰ったんです。それはね、省内で省令案の検討が進んでいるというふうに私たちは理解したんですけど、そういう省令の改定案そのものも、今はないということなんですか。

(回答)ないとはいってないつもりですけども。

(質問)ということは、託送料金高止まりのどういうレベルがいいのか、そういうのは、どこら辺でというロジックはもう決めておられるんですか。

(回答)そういった点を含めて検討中です。

(質問)どこで検討中なんですか。

(回答)前回申し上げたのは、託送料金の中で、「過去分」、廃炉の分を含めてですね、託送料金の中で回収し

ていくということについて、具体的に何か省令改正が必要ではないかと言われれば、全く何も必要ないということではないということは、そうだと思います。ただ、どこまでが省令で、どこまでがこういう議論をされるべき所なのかということを含めて、割と役所の制度的な詰めというのが必要ですので、まさにそこを検討させて頂いているところとして、当然、省令を改正することになれば、審議会なのか、パブコメになるのかあれですけども、公の場で何かお示しすることになると思いますし、もしかしら、こういう監視委員会での検討をお願いすることかも知れないですし、そこを含めて検討させて頂いているので、今、何を一体どこで決めていつやるか、ということを今ちょっとお答えできないということを申し上げているということでもあります。

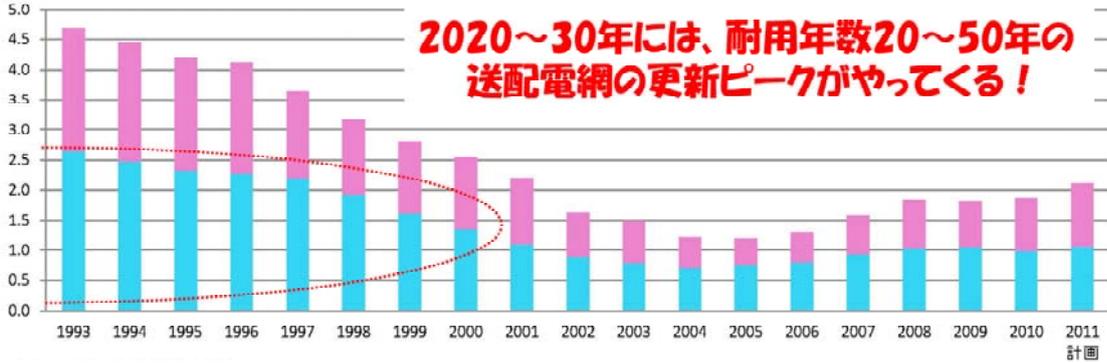
(質問)ということはね、この託送料金に一般負担金「過去分」を入れるとか、廃炉会計のやつを託送料金に入れるとか、廃炉等積立金のやつを託送料金に入れるとか、というのがまずボコッと決まって、どうやって入れるかというのはこれから議論するという、そういう理解なんですか。

(回答)これから議論すると言いますか、私はちょっと、この収支の所は自分の直接の担当ではないので正確にはあれなんですけども、少なくとも、託送料金で回収するということは、いずれにせよ料金の原価に入れられないといけないことですので、何かしら省令を変えないといけないんだと思います。それは割と法技術的な世界ですむのか、そもそも制度的な議論が必要なのかというのは、割と幅があると思ってまして、まさにその整理を我々のほうで、進めさせて頂いているところなんです。それは当然、ご説明できるようなところまで来れば、また、ご説明させていただくということかなと思います。

(質問)それじゃあね、中身に入りますけど、⑭を見て下さい。⑭の上半分は前回お示した図です。下半分、これは広域系統整備委員会、去年の10月に出てきた資料で、鉄塔、架線、ケーブル、変圧器、こういったものを更新しなければならないよというのが議論されています。ここでは、鉄塔を見ますと、1990年から2000年まで、ここら辺の所で非常に大量の鉄塔が建設されておりまして、それに伴って架線、電線ですね、それもやられている。ですから、2020年から託送料金の高止まりで廃炉費を回収する時点を基準にすると、50年前というのが1970年です。50年という数値は、その次の⑮を見て頂きますと、減価償却の耐用年数を見ますと、送電用のものが上二つで、耐用年数が25年、36年、それから鉄塔等が50年、42年、すなわち、20年から50年ぐらいで更新しないとダメですよというのが法律で決まっているんですよ。だから、2020年の時点で言いますと、1970年の非常に大量に建設されているものは、そろそろ取替える時期に来ていますねということなんです。1970年以降を見ますと、非常に高い

(兆円)

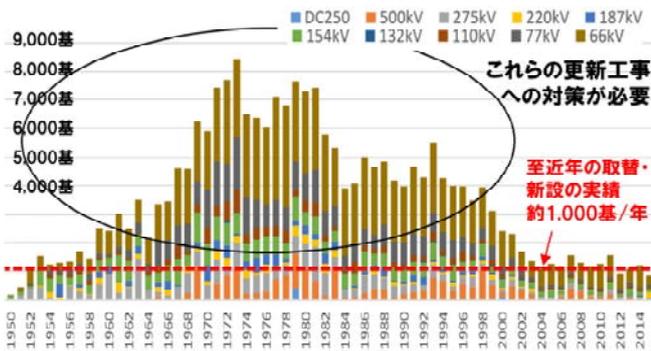
電力10社の設備投資の推移(電源・流通等 別)



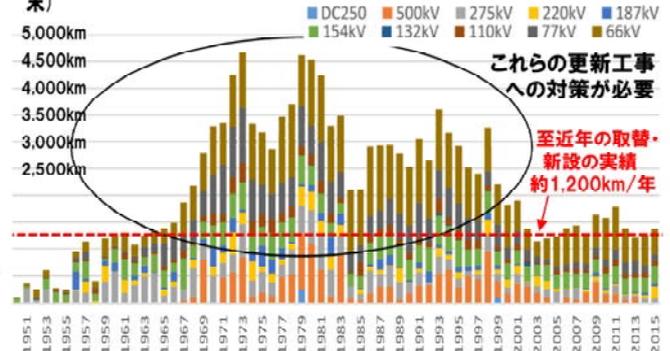
事務局提出資料、  
第4回電力システム  
改革専門委員会、  
参考資料1-2  
(2012.4.25)

■ 電源設備投資計  
■ 流通等設備投資計

鉄塔約24.8万基(66~500kV, 2015年度末)



架線回線延長約14.2万km(66~500kV, 2015年度末)



ケーブル回線延長約1.7万km(66~500kV, 2015年度末)

至近年の取替・新設の実績約400km/年

変圧器約1.5万台(66~500kV, 2015年度末)

至近年の取替・新設の実績約220台/年

広域系統整備委員会事務局「広域系統長期方針の策定について」, 第17回広域系統整備委員会, 資料2(2016.10.7)

⑭

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (1965.3.31大蔵省令第15号, 最終改正:2016.3.31財務省令第27号)

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(構築物:発電用又は送配電用のもの)

耐用年数	償却率(年率)				細目
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
<b>送電用のもの</b>					
25	0.040	0.088	0.040	0.100	地中電線路
36	0.028	0.062	0.028	0.069	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線
<b>配電用のもの</b>					
50	0.020	0.045	0.020	0.050	鉄塔及び鉄柱
42	0.024	0.053	0.024	0.060	鉄筋コンクリート柱
15	0.066	0.142	0.067	0.167	木柱
30	0.034	0.074	0.034	0.083	配電線
20	0.050	0.109	0.050	0.125	引込線
30	0.034	0.074	0.034	0.083	添架電話線
25	0.040	0.088	0.040	0.100	地中電線路

別表第二 機械及び装置の耐用年数表(31 電気業用設備)

耐用年数	償却率(年率)				細目
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
22	0.046	0.099	0.046	0.114	電気業用水力発電設備
20	0.050	0.109	0.050	0.125	その他の水力発電設備
15	0.066	0.142	0.067	0.167	火力発電設備
15	0.066	0.142	0.067	0.167	内燃力又はガスタービン発電設備
<b>送電又は電気業用変電若しくは配電設備</b>					
15	0.066	0.142	0.067	0.167	需要者用計器
18	0.055	0.120	0.056	0.139	柱上変圧器
22	0.046	0.099	0.046	0.114	その他の設備

⑮

# 東京電力第三次計画は、損害賠償・廃炉費8.4兆円の託送料金への転嫁が大前提！

- ① 一般負担金「過去分」2.4兆円は託送料金から回収されると見なして考慮せず、損害賠償・廃炉費3,000億円程度をこれまで通りに捻出
- ② 廃炉費追加分6兆円を託送料金高止まりで年平均2,000億円を回収して廃炉費等積立金へ供出
- ③ 柏崎刈羽原発7基を2019年度以降順次再稼働させ平均1,600～2,150億円の利益を上げ
- ④ 東電FPや東電EPのイノベーションや海外進出で2027年度以降に、4,500億円の経常利益を達成し、株式売却益4兆円を実現



新々・総合特別事業計画(第三次計画)における「資産および収支の状況(試算値)」(東電による「概要」2017.5.11) ⑧

レベルで、鉄塔や架線が出ています。⑭の下図に太い破線が引いてありますが、これは現在の取替・更新の実績です。2002年から十数年、1年間に1,000基程度の更新をやっている。このレベルなんです。2020年から50年前のレベルというのは、これよりも10倍ぐらい上なんです。24.8万基を1,000基で毎年更新していくとすると、24年かかるんです。そんなに待てられないねという議論がこの委員会でやられているんです。少なくとも5,000基、5倍にしないといけない。5倍にしたとしても40～50年かかる。だから、そういうふうにと考えると、40～50年で更新しようとする、5倍から、あるときは10倍にしないと知らないか。だから、減価償却費はいやでも5倍から10倍に上がるんですよ。あなた先ね、減価償却費は入ってますと云いましたけど、この間の十数年間はこのレベルなんです。年1,000基のレベルなんです。ところが、2020年以降は50年前に立てられたものは更新の時期を過ぎてしまっている、更新しないとえらいことになる。5倍ぐらいのレベルに上げないと間に合わない。そうすると、減価償却費は今の5倍ですよ。託送料金は今のままだもダメなんです。2倍ぐらいに跳ね上がる可能性もあるんですよ。そういうことを考えた時に、それに余分に、高止まりにして、廃炉費6兆円だ、毎年2,000億円回収するんだというようなことを放り込んだら、この送配電網の更新はできなくなるんじゃないですか。そういう問題は、F1の有識者会

議では一切議論されていなくて、この電力システムの委員会では一生懸命議論されている。この電力システムの委員会では原子力については一切議論されていない。全く違う議論だ。送配電網をどうやって更新していくか。片や、福島原発の廃炉費をどうやって託送料金へ入れるかという議論をやっている。まるっきり分離しておいた。それが、今回、経産省令で統一しないとイケない。どのレベルに設定するか、この送電網の更新が、5倍以上に跳ね上がるということを前提にして、ルール作りを考えておられると思うんですが、こういうことは検討されているんですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・お答え申し上げます。今のご指摘のすべてにというわけではないんですけども、たとえば、今仰られた廃炉費用6兆円というのは、あくまで、東電改革提言の中で、東電がどういう改革をしていけばいいのかということ、まあ、規模感を示すために出てきた数字でございますけども、当然、これを賄っていく、これのために資金を確保していくために、それをすべて託送料金に載せるということではなく、まさに、東電改革提言の中で出てきた数字であり、考え方でありますので、当然まず先にあるのは、東電、福島原発廃炉費用ということに関して言えば、東電の中で、送配電網を含めたグループ全体として徹底的な合理化を行って頂く。それによって、改革提言の中でも、累積1兆円超のコスト削減を

めざす、東電の方でもそれに従うような改革プランを先日出しましたけれども、当然、そういったことも含めて対応して頂いた上で、この託送の超過利潤というものを捻出していただくというふうにお考え頂きたいと思えます。

(質問)あのね、⑧を見て下さい。⑧が今仰った第三次総合特別事業計画ですよ。真ん中辺に書き込みがなされていますけど、認可申請時の骨子にはこう書いてあります。主として送配電事業者や原子力事業において賠償・廃炉の資金を確保する。で、原子力事業は柏崎刈羽が再稼働しない限りは、利益源にはなりませんよね。だから、そういう意味では、送配電事業が中心なんです。何をやるかという、今は賠償・廃炉費が3,000億円程度、これを5,000億円程度に上げないといかん。2,000億円足りない。これを稼ぐ中心は送配電事業であるというのが、骨子の中で明記されていますし、エネルギー白書の中でも、あなた方が書いているとおりじゃないですか。エネルギー白書と同じ文言が書いてあるというのは、ちょっと、どっちが先か知りませんが。そういうふうなところで、左のほうにも、コスト削減策、2025年度を言いますと、託送原価を1,500億円程度削減する。で、高止まりのレベルをどうするかによって、2,000億円レベルを確保する。こういうことだと思うんです。だからね、他の事業者、分社化していませんから、パワーグリッド(送配電事業会社)だけが賄うのではないと仰るけど、この廃炉費の2,000億円は主としてパワーグリッドが賄わないとどこからも出てこないんですよ。それをご存じの上で、今仰ったんだとしたら、三次計画を歪めるものじゃないですか。三次計画にはそんなこと書いていない。

(回答)三次計画には各社の最適な配分の下でというふうに確か書いてあったと記憶しています。

(質問)それはね、利益を確保する、1,600~2,150億円の利益をさらに上澄みする、さらには4,500億円レベルの利益を確保する、これは他の3社でやらないかんというのを書いてあります。ところが、廃炉費の2,000億円をどこで確保するかというのは、送配電事業と原子力事業が中心になるんです。これまでの東電の利益の源泉は6割、7割が送配電事業なんですよ。それはご存じでしょう。だから、2,000億円レベルの利益、利潤を出して、そういうものを新たに追加できる場所というのは、送配電事業しかないんですよ。しかも、規制料金で独占価格を決められる、これは規制料金として残っている託送料金しかない。だから、そこで2,000億円を賄うしかない。だから、あなたは他の事業会社も合わせてと仰ったけど、メインは送配電事業なんです。だから、そこで、2,000億円レベルが確保できなかつたら、廃炉費6兆円は賄えない。そういうことなんですよ。そういうことを踏まえたときに、この送配電網の更新というのができると、お思いですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)そういう議論がなされた上で、経産省令の改定が今議論されているんですか。

(回答)当然、なされるべき設備投資であるとか、修繕費というものが、廃炉のためにそれができないということはあってはならないというふうには考えております。

(質問)あってはならないんですけど、それをやろうとすると、託送料金はものすごく高いレベルにならざるを得ないですよ。そういうことも踏まえて、今、ルール作りをやっておられるんですか。経産省のどこで議論しているんですか。

(回答)最終的に、託送原価が適正なものかどうかは、まさに、電力・ガス取引監視等委員会の所掌になりますので、今、我々のほうでそれができるかどうかというのは、この場で断言することはなかなかできないのですけれども、そういうことも含めて議論していくことだと思っています。

(質問)議論していくんじゃないかって、もう、機構法が通っているんですよ。その原資が決まっていなくて、その原資はというと、この送配電網の託送料金をどう決めるか、経産省令案を今作っておられると思うんですけど、それをどういう形にやるかによって、もう、決まっちゃうんですよ。わかりますか。そういうような省令の改定の案というのはどういう手順を踏んでやられるんですか。有識者会議でもういっぺんやられるのか、それとも、経産省の中で勉強会をやって詰めるのか。いつ頃、その案を出す目処があるんですか。

(回答)それは、先ほどもお答えしたように、現時点では決まっておられませんので、お答えは難しいです。

(質問)さる筋から聞いたのでは、2020年までまだ余裕があるとか、先の見通しがたたないとかというのが理由みたいなんですけど、それ以上は話が出てこなかったと、お聞きしているんですけど。なぜ、何が理由で、今、滞っているんですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)廃炉費の6兆円が定まらないから滞っているんですか。それとも、送配電網とか考えた場合にどのレベルに設定したらいいか、そこが決まらないんで、滞っているんですか。現状、何を議論しているのか、国民の側からは全く見えないんで、教えて下さい。

(回答)ですから、議論する場をどのように設定するのかを検討しているんです。(笑い)あのう、すみません。お笑いなんですけど、どういう形で進めるのかということの検討を我々が時間をかけるのはおかしいことなんじゃないでしょうか。

(質問)いや、おかしくないよ。それやったらね、機構法の

改正を急ぐんじゃなくて、もっと後でもいいじゃない。もっともっと公の場で議論して、託送料金に入れるのが本当にいいのかどうかね、そういう細かい議論もやった後で決めればいい話じゃないですか。中身が何も決まらずに、託送料金で回収するよということだけ決めて、東電が廃炉等積立金を積立てなさいよということだけ決めて、原資の決め方はこれからまだ議論します。これはおかしいんじゃないですか。負担させられる国民に対してね、こういうふうな形でルール作りしてやりますよということを明確に出して、国民の合意を得てから、そういう仕組み作りをやらなくかんじじゃないですか。法改正をやってしまった後で、これから検討します。これはないでしょう。「そうだ」「絶対おかしいでしょう」の声。「機構法の改正はなぜ急いだんですか」の問いかけ)

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)機構法の改正は、なぜ今回やったんですか。

(回答)機構法の改正に関してはまさに積立金制度を作ったということでございますけども、まさに、現状の中長期ロードマップに則れば、今年の夏にも、まさに前人未踏と言われているデブリ取り出しの方針が出てくるということになっております。その金額というのも相当な巨額になるのではないかとこの声もたくさん頂戴している中で、東電が確実に資金をしっかりと蓄えていく、そういった体制整備をするために今回の国会でまさにご審議

頂いたことだと思っております。

(質問)東電が破産するのを避けるためでしょう。第三次計画を通過させなかったら東電が破産するから、6兆円という廃炉の費用を認識した途端に債務超過に陥って破産するんですよ。それは社長自身が言っていた話でしたよね。だから、それを避けるために、それを回収する仕組みができれば、第三次計画を出して認可をとれますよ。その通りになっているじゃないですか。5月10日に機構法が通って、翌日、第三次事業計画を出して、1週間も経たないうちに(正しくは、ちょうど1週間後の5月18日に)認可が下りた。だから、機構法を成立させた途端に、東電救済策がOKになったと、そういうことでしょうか。まず、東電救済ありきであって、その後で、国民にどうやって負担させるかを議論していきましょう。これはないでしょう。「逆じゃないですか、やりかたが」の声)

(回答)今回の機構法改正は東電救済策だと我々は思っておりますけれども、あくまでも、まさに6兆円という試算を示したデブリ取り出しにどう対応していくかという観点から措置したものでございます。

#### <廃炉に関する会計制度についての質疑>

(質問)エーッと、約束の時間は3時までですので、引き延ばすつもりはございません、最後の3だけ、ちょっと5分間だけ延長をお認め頂きたいんですけど。3の廃炉に関する会計制度についてはね、やはり電力会社が原発の廃

### 電気料金審査専門小委員会「関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案の概要」(2015.4.21)

#### 5. 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉について

- ・3月17日に美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえ、**美浜発電所1・2号機の廃炉に伴い、修繕費や諸経費等の減少が見込まれ、また、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴い、購入電力料の減少が見込まれることを確認した。**
- ・関西電力からはこれらの費用の減少分を電気料金負担の軽減に活用するとの説明がなされたが、**関西電力においてはその額及び算定の根拠を明らかにした上で、費用の減少分については、その全額を電気料金の負担の軽減に活用することを求める。**また、次回の料金改定に際しては、廃炉に伴う費用の減少分が原価に織り込まれていないことを厳格に確認するべきである。

関西電力「美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉について」、第25回電気料金審査専門小委員会、資料4(2015.4.21)

- 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の**廃炉に伴い見込まれる費用の減少額**については、お客さまの電気料金のご負担の軽減を図るべく、活用してまいりたいと考えております。
- 具体的な費用減少額は、96億円程度(現在精査中)**であり、現行料金に含まれている当該プラントに関する費用から、**廃炉後もプラントを安全に維持するために必要な費用を差引いた金額**としております。

	減少額	差異説明
資本費・公租公課	▲ 6	発電資産、核燃料等の減少による事業報酬の減少
修繕費	▲22	発電資産にかかる修繕費用の減少
購入電力料	▲84	日本原電敦賀発電所1号機に関する費用の減少
その他経費(消耗品費、廃棄物処理費など)	▲ 6	補助ボイラ燃料費などの減少
原子力発電施設解体費	22	平成25年の会計制度の見直しにおいて原子力発電施設解体引当金制度を生産高比例法から定額法に変更したことに伴う増加
合計	▲96	※金額については、現在精査中

②

炉の時に損失計上すべきものを廃炉になってから10年間で回収できるようにするというものですが、この制度そのものには文句をつけるつもりはないんですよ。それは電力会社が自分の電気料金から回収する限りは全く問題ないと思います。自分のコストを回収するんだからね。そうではなくて、新電力へ移管した消費者からも回収しようとしている。それを託送料金でやろうとしている。そこが問題だと言ってるんですよ。今、緊急の申し入れをしましたが、関西電力は2015年に電気料金を値上げしました。同時に美浜1・2号と敦賀1号が廃炉になりました。廃炉によって、コストが浮いてくるんです。どれくらい浮いてくるのかというのは、②を見て頂くと、合計96億円となっています。そのうち購入電力料が、日本原電から購入していました。それが廃炉になるので、その契約を破棄するという形で、84億円が浮いています。ところが、美浜1・2号については、もっと浮いてくるはずなのに、下の「解体費」だけを除いて減少額を合計すると、34億円しかないんですよ。敦賀1号の電力購入は関電が半分、後の半部分を中部電力と北陸電力が買い取ってますから、これの少なくとも2倍は廃炉に伴ってコストが浮いてきているんです。だから、敦賀1号だけで200億円ぐらいが廃炉に伴って浮いているんですよ。関電は、そのときに34億円しか計上していなかった。「金額については、現在精査中」と書いてありました。精査した結果を元にして電力消費者に還元しないといけません。還元しますということを約束しました。ところが、未だに還元していません。精査した結果も出していない。美浜1・2号からは500億円レベルでコストが浮いてくるはずなんです、毎年。だから、この2年間で1,000億円は電力消費者へ還元しないといけません。ところが、関西電力は私たちの質問から一切逃げている。回答もしない。今回、電気料金の値下げをやる。そこには、美浜1・2号の廃炉に伴うコスト減少分がどれくらいに書かれるかというのが大きな関心事なんですけれども、ひょっとして、これと同じ数字が出てくるのではないかなと思われるので、そのときは、やはり、精査していないんですよ。精査したら、500億円レベルで浮いてくるはずなんです。それを関西電力は猫ばばしているんです、今。猫ばばして、新電力に契約変更した電力消費者には一切還元せずに、新電力に契約変更した電力消費者からも廃炉等603億円を回収しようとしている。しかも、関西電力との契約者だけを電気料金を値下げする。これは余りにも理不尽じゃないですか。だから、こういうね、大手の電力会社を利用して、新電力を不利にするような託送料金制度というのはやめてほしいんですよ。この廃炉会計制度をやるんだったら、関西電力と契約している電力消費者から回収して下さい。新電力は全く無関係なんだから。そういうものを転嫁しないで下さい。そういうことをやると、やはり、関西電力は凶に乗って、新電力へ契約変更した消費者に不利になるように、自分とこだけを有利にするような電気料金の値下げとかをやってくるんですよ。そういう理不

尽なことを認めとったらあかんのやないですか。一言、言って下さい。

(回答)まず、託送回収については、先ほど申し上げましたとおり、特定の者について料金を変えろといったものは会計上の観点から難しいというのは一度、委員会の中でも話をしておりますし、いわゆる大手の電力、原子力発電所からの・・・あっていない者に対してのベネフィットをどういうふうに与えるのか、それについてもキチンと考えるようにという宿題を我々負っているという認識をしておりますので、そこについての不平等みたいなものがないような形での手段というのはやっていきたいと考えております。

(質問)関電がね、7月4日以降申請してくると思うので、そのときにはやっぱりね、値上げの時に確認した事項ね、精査して、廃炉によって浮いた分を電力消費者に還元する。これをどういう形でやったのか、やってないんですけど。電気料金値上げについての説明を、丁寧に、すべての方に行くというのが約束やったんやけど、あなた方の査定方針にも書いてありますよね。やってないんですよ。我々とは会おうともしない。公開質問状を手渡しに行ったら、FAXで送ってくれ。直接本社へ行ったら、庶務が出てきて、広報は出てこない。こういうのが、関西電力の現状なので、それを踏まえて、値下げ申請の時には廃炉に伴うコスト減少分、毎年500億円どうなったんやねん。ちゃんと聞いて下さい。よろしいですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)2年前、関西電力は電気料金値上げの時に、我々はちゃんと公聴会で意見を出したわけです。そのときにね、原発を廃炉にすればね、我々は電気料金は下げられると言ったんですよ。その証拠がね、廃炉になったらね、浮いてくる金、今言ったように、2年間で1,000億円、これを猫ばばされてね、何も説明しないんですよ。我々は質問書を出したんですよ。あなた方は3月3日に公聴会をやったときにも、ちゃんと関電の八木社長さんに出したやないですか。説明するということで約束させたのに、全然、説明しない、拒否してくるんですよ。(「経産省は指導する義務があるんじゃないですか」の声)それをね、今回、値下げという申請をするんだったらね、ちゃんとそのことについてね、我々が納得できるようにね、ちゃんと審査して下さいよ。言うだけでね、いっこもやらないのが関電なんですよ。あなた方はね、原発推進やと言うんやけどもね、そんなことじゃなくて、我々の生活を守る、それをきっちり考えへんかったら、経産省として成り立たないじゃないですか。審査をやってね、公聴会をやらせてね、我々も意見を言っているのにね、何も指導してないじゃないですか。あなたたちの仕事というのは何なんですか。2年経っているんですよ。電気料金値下げするのは契約者だけだ。あんたらがやろうとしているのは、廃炉の不足



金を我々に払わせろと。こんな馬鹿な話はないでしょう。それが公平なんですか。こんなの、おかしいじゃないですか。結局、原発を推進する電力会社を、あなたたちが推進していく、牽引者になっているじゃないですか。もう、そんな時代じゃないでしょう。脱原発、また、環境問題から言うて、CO<sub>2</sub>の問題からいうても、石炭火力等々いろんなことを考えていかなあかん、そういう時代になっているじゃないですか。再生可能エネルギーを最大限に増やしていくという、全くね、そういうことに対して応えられていない。本当に疑問を感じるわけですよ。それを踏まえてね、今回の申し入れについてはね、しっかりね、関電、また東電に対してもね、今回の廃炉・賠償費の問題、これ、やっぱりおかしいですよ。法律で決まったからもういいということじゃないですよ。現実はどうするか、いっことも言えないじゃないですか。決まってからね、東電の出してきている新計画についてもね、あなた方と同じ話じゃないですか。こんな馬鹿な話、ないやないですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)すみません。もう、時間が過ぎましたんで、最後に

一言、これを受けてですね、ちゃんとした審査をやるという所はお答え頂きたいんですけど。一言、お願いできませんか。

(回答)そこの審査につきましては、我々が担当かという、そこは残念ながら違いますので、我々のほうで、そこについて、キチンとやります、そこはどう答えられるかわかりませんということは、この場では、すみませんが、控えさせていただきます。

(質問)いやいや、経産大臣が認可するんでしょう。あなた方が事務局をやられるんでしょう。

(回答)経産省が事務局をやるというのは確かなんですけども、我々3人が経産省の中でそれをやる立場になって、それに対して責任をもつ立場になる者を、今回、あなたたちがご指定してきたかというところというわけではありません。その中で、急遽聞かれたことに対して、我々が、イエス、ノーということをはっきり言うのは難しいので、そこはご理解下さい。

(質問)ですから、担当の方に、今日の議論、手渡ししました緊急申し入れをきっちりつないで下さい。それを審査の時に反映して頂くようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(回答)(うなづく)

(質問)はい。今日はちょっと伸びましたけれども、有り難うございました。これで終わります。

(了)

**「原発コストの託送料金への転嫁反対」署名は  
累計3万3,328筆(6月28日現在)へ集まりました！  
短期間に何回もカンパをお願いし恐縮でしたが、  
約4万円が集まり、印刷・郵送費を補填できました！  
ご協力、ありがとうございました。しかし、これからが勝負です！**



「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法改正案」は国会で可決されましたが、経産省令案の作成が、ここに来て、大きな矛盾を抱え、壁にぶち当たり、止まっています。今がチャンスです。今から数ヶ月間、その問題点を巡って、電力・ガス取引監視等委員会などで議論されます。今なら阻止できます。それには反対署名の一層の拡大が不可欠です。10月末を第4次集約としますので、ご協力をよろしくお願いします。  
(若狭ネット 久保)

**反対署名(10月末が第4次集約です)を拡大し、  
「託送料金による8.6兆円の回収」を阻止しましょう！**